令和８年度　第３回長崎県最低賃金専門部会　議事要旨

１　日　時：令和８年８月６日（木）　13 時 51 分～15 時 23 分

２　場　所：長崎労働局８階会議室

３　出席者：公益委員３名　労働側委員３名　使用者側委員３名

４　議　題：（１）長崎県最低賃金の改正について
　　（２）その他

５　審議要旨

（１）長崎県最低賃金の改正について

前回専門部会の審議内容の確認後、労使双方から現時点における金額及び発効日についての主張が行われたが、前回の労使双方の主張と変わらず（労働者側：引上げ額 91 円、法定発効、使用者側：引上げ額 35 円、１月２日以降とする指定日発効）、次回（第４回専門部会）において再度審議することが確認された。

（２）その他

・次回開催日について

第４回専門部会　　８月 18 日（火）14：00～